# 審　査　基　準

平成 17 年６月１日作成

| |
|---|
| 法　　令　　名：道路交通法 |
| 根　拠　条　項：第 51 条の 13 第１項第１号ロ |
| 処 分 の 概 要：講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定 |
| 原権者（委任先）：新潟県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：<br>確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第１項から第３項まで（認定の基準及び手続） |
| 審　査　基　準：<br>道路交通法第 51 条の 13 第１項第１号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第１項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。 |
| 標 準 処 理 期 間：30 日 |
| 申　　請　　先：申請書は、交通部交通指導課に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係（電話 025-285-0110 内線 5051～3） |
| 備　　考： |